

# 東京都道公共基準点管理保全要綱

令和8年4月

東京都建設局道路管理部



## 主 な 改 定 内 容

### 1 第4条（使用の申請及び承認）

- ① 申請の方法に電子申請システムを使用できることを明記した。

### 2 第6条（工事施行の届出）

- ① 分かりやすい表現に変更した。

### 3 第9条（機能の回復）

- ① 分かりやすい表現に変更した。

### 4 第10条（機能の回復の施行者）

- ① 分かりやすい表現に変更した。
- ② 第12条に記載されていた「表2 機能回復の施工者」を移動した。

### 5 第11条（機能の確認）

- ① 復旧測量という名称を維持管理調査に変更した。
- ② 本条項に則さない内容を整理し、削除した。

### 6 第12条（設置工事及び測量作業）

- ① 設置工事における参考基準の名称を修正した。
- ② 本条項内の文言の平仄をとった。
- ③ 国土地理院に対して行う公共測量の手続きの必要を明記した。

### 7 第13条（費用負担）

- ① 分かりやすい表現に変更した。

### 8 様式-1～3、5～10

- ① 記載元号を削除し、押印不要による「印」の字の削除をした。また、公共基準点の使用日数の項目は不要とした。

### 9 様式-6、7

- ① 添付資料に写真を追加した。

# 目 次

## 1. 目的

第 1 条 目的	-----	1
----------	-------	---

## 2. 定義

第 2 条 定義	-----	1
----------	-------	---

## 3. 管理の主体

第 3 条 管理の主体	-----	1
-------------	-------	---

## 4. 公共基準点の使用

第 4 条 使用の申請及び承認	-----	1
-----------------	-------	---

第 5 条 使用完了時の提出物	-----	2
-----------------	-------	---

## 5. 公共基準点の保全

第 6 条 工事施行の届出	-----	2
---------------	-------	---

第 7 条 効用の確認	-----	2
-------------	-------	---

第 8 条 一時撤去及び移転	-----	3
----------------	-------	---

第 9 条 機能の回復	-----	3
-------------	-------	---

第 10 条 機能回復の施行者	-----	3
-----------------	-------	---

第 11 条 機能の確認	-----	3
--------------	-------	---

## 6. 設置工事及び測量作業の基準

第 12 条 設置工事及び測量作業	-----	3
-------------------	-------	---

第 13 条 費用負担	-----	4
-------------	-------	---

## 7. その他

第 14 条 その他	-----	4
------------	-------	---

別表・図・様式等	-----	5
----------	-------	---

# 東京都道公共基準点管理保全要綱

## 1. 目的

第1条 この要綱は、東京都建設局道路管理部及び、各建設事務所が管理する東京都道公共基準点（以下「公共基準点」という。）の使用方法及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

## 2. 定義

第2条 この要綱における公共基準点とは、測量法（昭和24年6月3日法律第188号）の規定に基づき、東京都建設局道路管理部及び各建設事務所が設置した次の各号に掲げるものとする。

（1）2級基準点

（2）3級基準点

2 公共基準点の設置は、屋上埋設、地下埋設、コンクリート杭埋設、構造物上埋設として図1～4のとおりとし、金属標の構造は図5～6のとおりとする。

## 3. 管理の主体

第3条 公共基準点管理保全の所管は次のとおり区分する。

表1 公共基準点管理保全の所管

区分	所管部署	公共基準点管理者
2級基準点	道路管理部路政課	道路管理部長
3級基準点	各建設事務所管理課	各建設事務所長

## 4. 公共基準点の使用

（使用の申請及び承認）

第4条 公共基準点を使用して測量を実施しようとするものは、「東京都道公共基準点使用承認申請書」（様式－1）に測量箇所のご案内図を付し、使用予定日の7日前までに公共基準点管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 公共基準点管理者は、申請者の使用内容に支障がないと認めるときは、「東京都道公共基準点使用承認書」（様式－2）により測量標及び成果の使用を承認する。

3 使用者は、「東京都道公共基準点使用方法」（別表－1）に基づき使用する。

4 屋上標の使用は所管部署及び公的機関の実施する測量を原則とし、その他やむを得ない場合は道路管理部路政課と協議する。

5 第1項の申請は、電子申請システムを使用する方法により行うことができる。

(使用完了時の提出物)

第5条 使用者が、公共基準点の使用を完了した時は、「東京都道公共基準点使用報告書」(様式-3)に次の書類を付し公共基準点管理者に提出する。なお、3級基準点については、(2)、(3)を省略することができる。

- (1) 東京都道公共基準点使用日報(様式-4)
- (2) 新点の精度管理表の写し
- (3) 新点の成果表、網図の写し
- (4) 使用した公共基準点の現況写真

2 使用者は、測量箇所付近で工事が施行中の場合、速やかに公共基準点管理者に報告する。また、公共基準点に異常を認めた場合は、「東京都道公共基準点異常報告書」(様式-5)により基準点管理者に報告する。

## 5. 公共基準点の保全

(工事施行の届出)

第6条 都道又はその周辺で掘削工事を施行しようとする占有企業者等は、公共基準点配点図を用いて現地調査を行う。公共基準点の効用に支障をきたすおそれがある場合、占有工事許可申請書等の写し及び公共基準点配点図に施行箇所を赤色で着色した図面を添付し、「東京都道公共基準点付近での工事施行届出書」(様式-6)(以下、「工事施行届出書」という。)を公共基準点管理者に提出しなければならない。

- 2 各建設事務所所管工事の工事施行者が、公共基準点の付近で、その効用に支障をきたすおそれのある工事等を施行する場合は、あらかじめ「工事施行届出書」を公共基準点管理者に提出しなければならない。
- 3 前2項の、効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 床付面から45°の線に公共基準点が入る掘削工事
  - (2) 杭打ち及び杭抜き工事等、その振動が公共基準点に影響を及ぼすと判断される工事
  - (3) 公共基準点から半径1.0m以内に入る舗装工事
  - (4) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事
- 4 事前に公共基準点の一時撤去又は移転の承認を申請し、又は協議をする場合は、「工事施行届出書」の提出は必要としない。

(効用の確認)

第7条 第6条第1項及び第2項の工事等が完了した時は、公共基準点の効用に支障をきたさなかったかどうかを、「点検測量実施基準」(別表-2)により確認し、所管部署の検査を受けなければならない。

点検測量実施基準の許容範囲を超えた場合は第9条による。

(一時撤去及び移転)

第8条 占有企業者等の工事施行者が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ公共基準点管理者に、「東京都道公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書」(様式-7)を提出し、「東京都道公共基準点(一時撤去・移転)承認書」(様式-8)による承認を受けなければならない。

2 各建設事務所所管工事の工事施行者は、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合、基準点管理者に「東京都道公共基準点(一時撤去・移転)協議書」(様式-9)を提出しなければならない。

3 都道区域以外に設置されている公共基準点について、土地・建物所有者又は管理者の都合により公共基準点を撤去する必要がある場合は、建標承諾書又は使用許可書の条件に基づき、所管部署への通知で足りる。

(機能の回復)

第9条 公共基準点が一時撤去又は移転、滅失、損壊等により、その効用に支障をきたした場合、同一の構造により公共基準点を設置し、測量成果及び測量記録を修正又は作成する。

2 前項において、同一の構造による設置が不可能な場合は、所管部署と協議の上、構造を変更することができる。

(機能回復の施行者)

第10条 第9条に規定する公共基準点の機能回復の施行者は、表2のとおりとする。

表2 機能回復の施行者

原因者	設置(復旧)工事	測量作業
道路管理工事	原因者	公共基準点管理者
道路管理外工事	原因者	原因者
占有企業者	原因者	原因者
土地・建物所有者 又は管理者	公共基準点管理者	公共基準点管理者

(機能の確認)

第11条 公共基準点の維持管理調査は、原則として所管部署が3年ごとに実施する。

## 6. 設置工事及び測量作業の基準

(設置工事及び測量作業)

第12条 設置工事については、「東京都土木工事標準仕様書」(東京都)及び「土木工事施工管理基準」(東京都建設局)による。なお、構造は図1~6による。

2 公共基準点の基準点番号は所管部署の指示による。

- 3 工事施行者は、材料の品質及び施工管理状況を所管部署に報告しなければならない。
- 4 設置工事完了時には、工事施行者は公共基準点管理者に対し、「東京都道公共基準点設置工事完了報告書」（様式-10）を提出し、検査を受ける。
- 5 測量作業については「測量委託標準仕様書」（東京都建設局）及び「東京都公共測量作業規程」（東京都）により行う。測量成果は社団法人日本測量協会測量技術センター等高度な技術水準を持つ第三者機関の検定を受けなければならない。検定後に公共基準点管理者に「東京都道公共基準点測量完了報告書」（様式-10）を提出し、検査を受ける。
- 6 測量作業施行者は原則として、国土地理院に対し測量法の規定に基づく公共測量の手続を行う。

（費用負担）

第 13 条 公共基準点の設置工事及び測量作業に要する費用の負担は、第 10 条に定める機能回復の施行者が全額負担するものとする。これによらない場合は、所管部署と協議すること。

## 7. その他

第 14 条 この要綱により難しい場合、または定めのない事項についての取り扱いは、その都度、道路管理部長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 16 年 5 月 7 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 25 年 4 月 3 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 8 年 4 月 13 日から施行する。

## 別表・図・様式等 目次

別表－1	東京都道公共基準点使用方法	-----	6
別表－2	点検測量実施基準	-----	7
図－1	2級基準点標設置工標準構造図（屋上埋標）	-----	8
図－2	2、3級基準点標設置工標準構造図（地下埋設）	-----	9
図－3	3級基準点設置工標準構造図（コンクリート杭埋設）	-----	11
図－4	3級基準点設置工標準構造図（構造物上埋標）	-----	12
図－5	屋上点金属標構造図	-----	13
図－6	地上点金属標構造図	-----	14
様式－1	東京都道公共基準点使用承認申請書	-----	15
様式－2	東京都道公共基準点使用承認書	-----	16
様式－3	東京都道公共基準点使用報告書	-----	17
様式－4	東京都道公共基準点使用日報	-----	18
様式－5	東京都道公共基準点異常報告書	-----	19
様式－6	東京都道公共基準点付近での工事施行届出書	-----	20
様式－7	東京都道公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書	-----	21
様式－8	東京都道公共基準点（一時撤去・移転）承認書	-----	22
様式－9	東京都道公共基準点（一時撤去・移転）協議書	-----	23
様式－10	東京都道公共基準点（設置工事・測量）完了報告書	-----	24
参考－1	公共基準点使用のフロー	-----	25
参考－2	公共基準点近接施工・一時撤去のフロー	-----	26
参考－3	基準点番号の付与	-----	27

## 東京都道公共基準点使用方法

1. 作業者は、立ち入る施設の管理者に計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先等を記した依頼文書を提出し協力を求めること。また事前に立ち入る施設の管理者に連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
2. 施設内への立ち入りは、日曜祝祭日を除く午前９時から午後５時までを原則とする。ただし施設の管理者から指定された場合はそれに従うこと。
3. 作業者は、使用時には使用承認書を常時携帯し、作業目的を明示した腕章をすること。
4. マンホール蓋の開閉は、専用の開栓器を使用すること。蓋を閉める際は、蓋受けの土砂を清掃し、蓋が浮かないよう確認すること。一時的に基準点から離れる場合はその都度蓋を閉じること。
5. 基準点本体、立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原型復旧すること。
6. 作業者は、公共基準点及びその周辺に異常を認めた場合や、公共基準点付近に工事の予定が有る場合はすみやかに公共基準点管理者に連絡すること。
7. 作業者は、公共基準点の使用を完了した時は、公共基準点使用報告書として、次の書類を添付し公共基準点管理者に提出すること。
  - (1) 東京都道公共基準点使用日報
  - (2) 新点の精度管理表の写し
  - (3) 新点の成果表、網図の写し
  - (4) 使用した公共基準点の現況写真
  - (5) 東京都道公共基準点異常報告書（公共基準点に異常を認めた場合）

## 点検測量実施基準

第7条の効用の確認のための基準は以下のとおりとする。

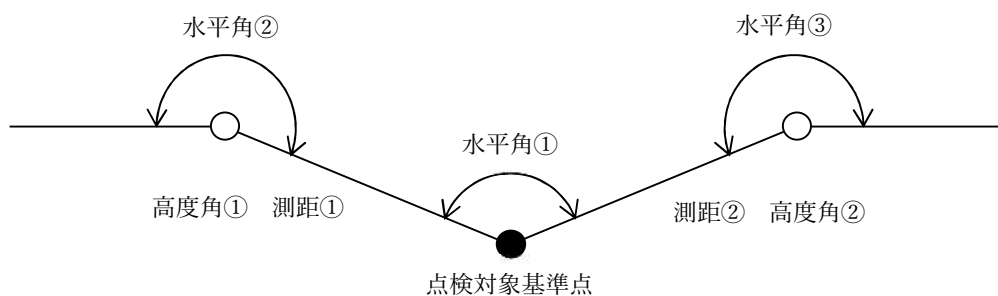
### 1. 主な使用機器

東京都公共測量作業規程 第35条（機器）によること。

### 1. 観測回数と許容誤差

区分	観測回数	許容誤差
水平角	2 対回 (0° 90°)	倍角差 30" 以内、観測差 20" 以内
高度角	1 対回	高度定数の較差 20" 以内
測距	2 セット	セット内の較差 20mm 以内、セット間の較差 20mm 以内

### 2. 観測箇所



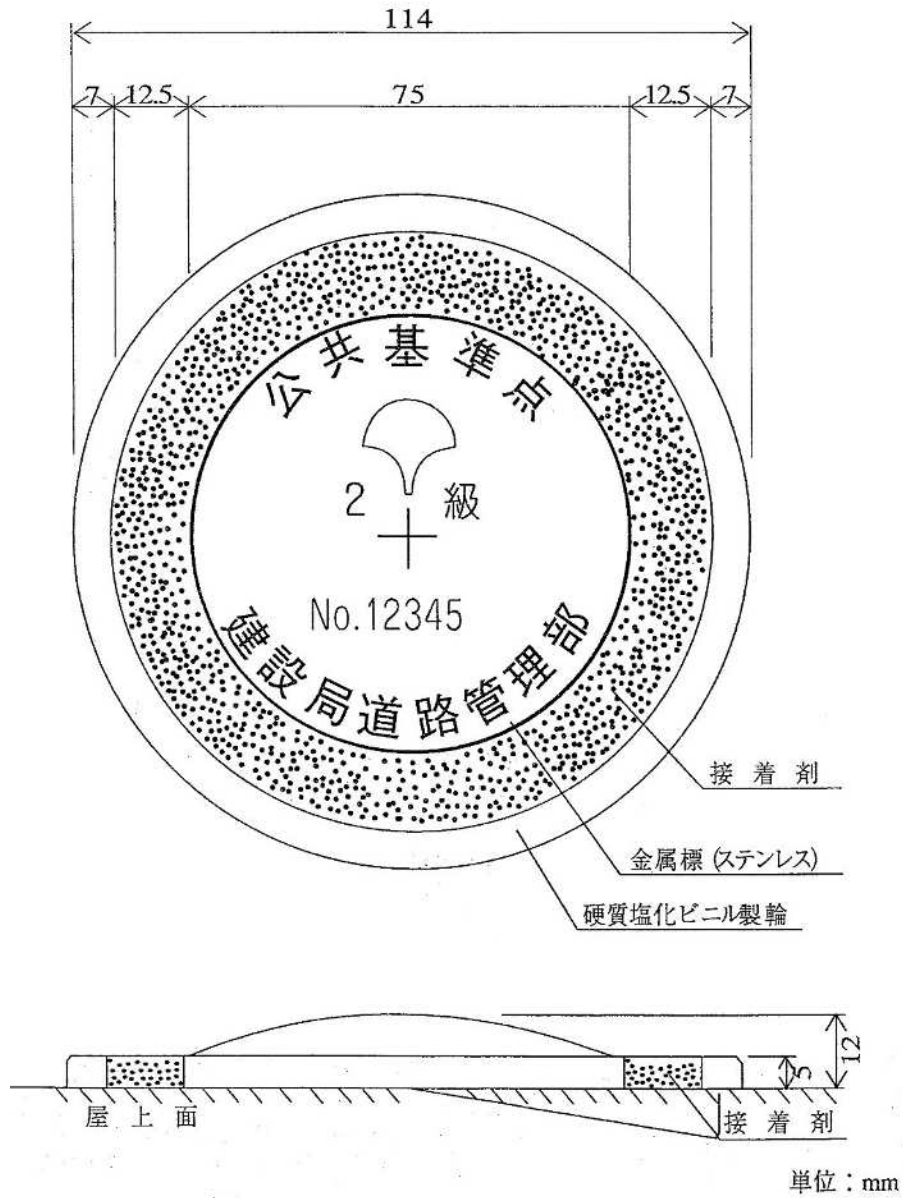
### 4. 合否の判定

2級基準点は測量結果の数値と、点検対象とする基準点設置時の観測記簿の数値を比較し次の許容範囲により合否を判定する。また、3級基準点は施工前の測量結果数値と、点検測量の結果を比較し次の許容範囲により合否を判定する。

区分	許容範囲
距離	5mm 以内
水平角	5" 以内
高度角	5" 以内

図-1

2級基準点標設置工標準構造図  
(屋上埋設)



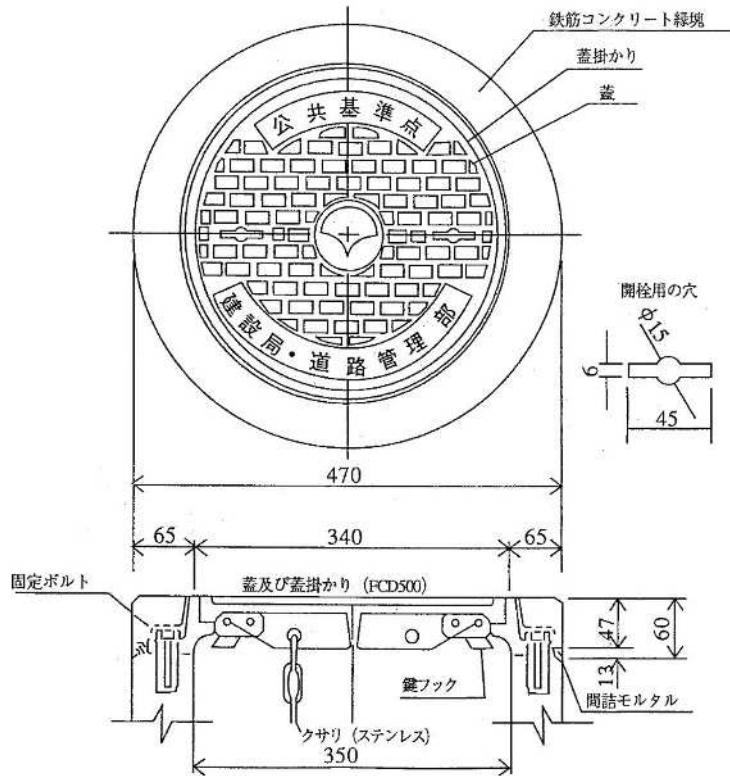
材料表

(100箇所当り)

品名	形状・寸法	単位	数量
金属標	柄無 SUSφ75	個	100.0
接着剤	320ml セット	組	14.3
硬質塩化ビニル製輪	外径φ114	個	100.0

2、3級基準点標設置工標準構造図  
(地下埋設・1/2)

蓋構造図 縮尺：1/6



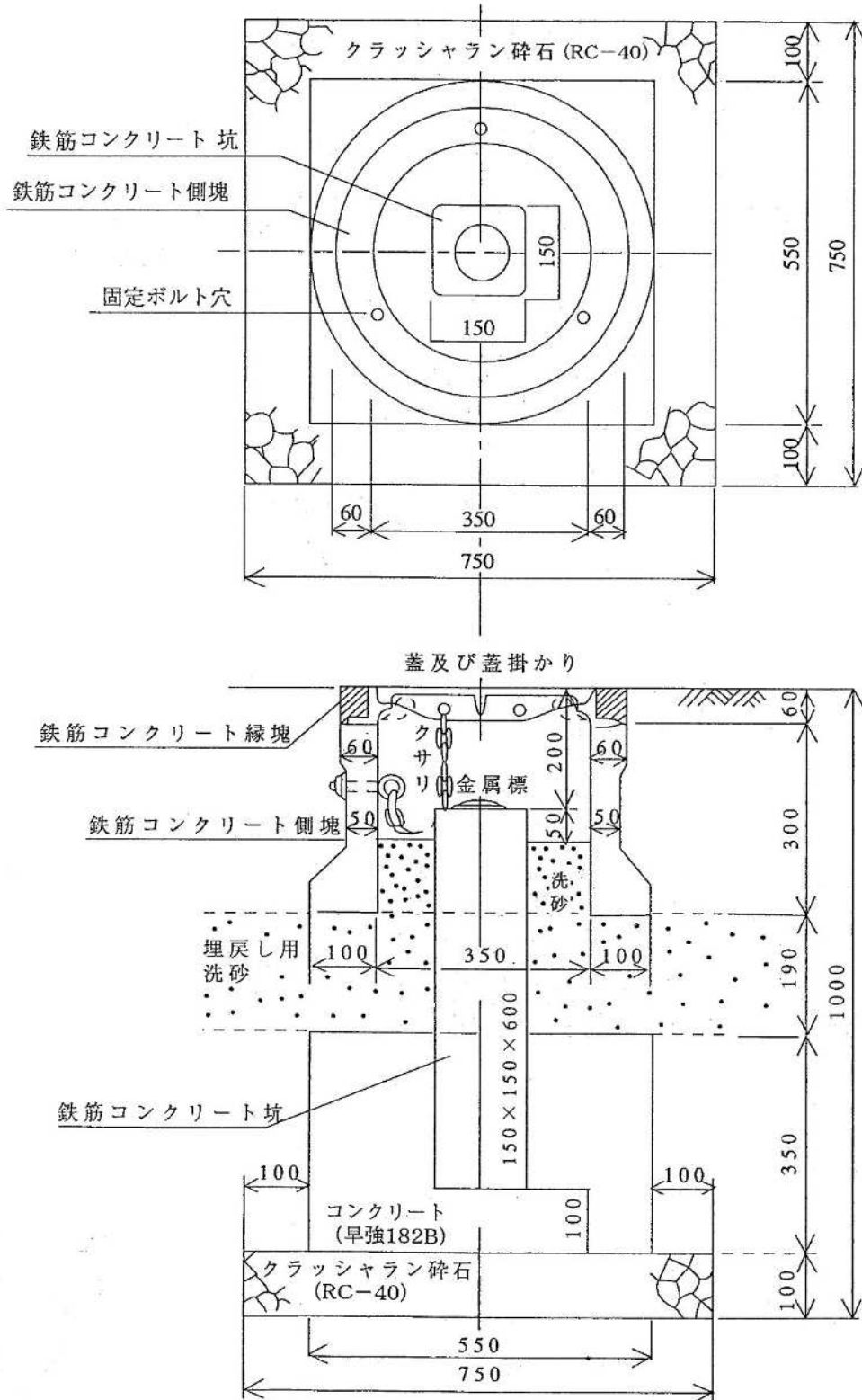
単位：mm

材料表

(100箇所当り)

品名	形状・寸法	単位	数量
金属標	SUS φ75×80	個	100.0
接着剤	320ml セット	組	16.7
鉄筋コンクリート杭	150×150×600	本	100.0
鉄筋コンクリート側塊		個	100.0
鉄筋コンクリート縁塊		〃	100.0
蓋及び蓋掛かり		〃	100.0
再生クラッシュラン	RC-40	m <sup>3</sup>	6.8
コンクリート	H182B	〃	10.0
洗砂		〃	17.4
型枠用合板	90×180 t=12	枚	75.0

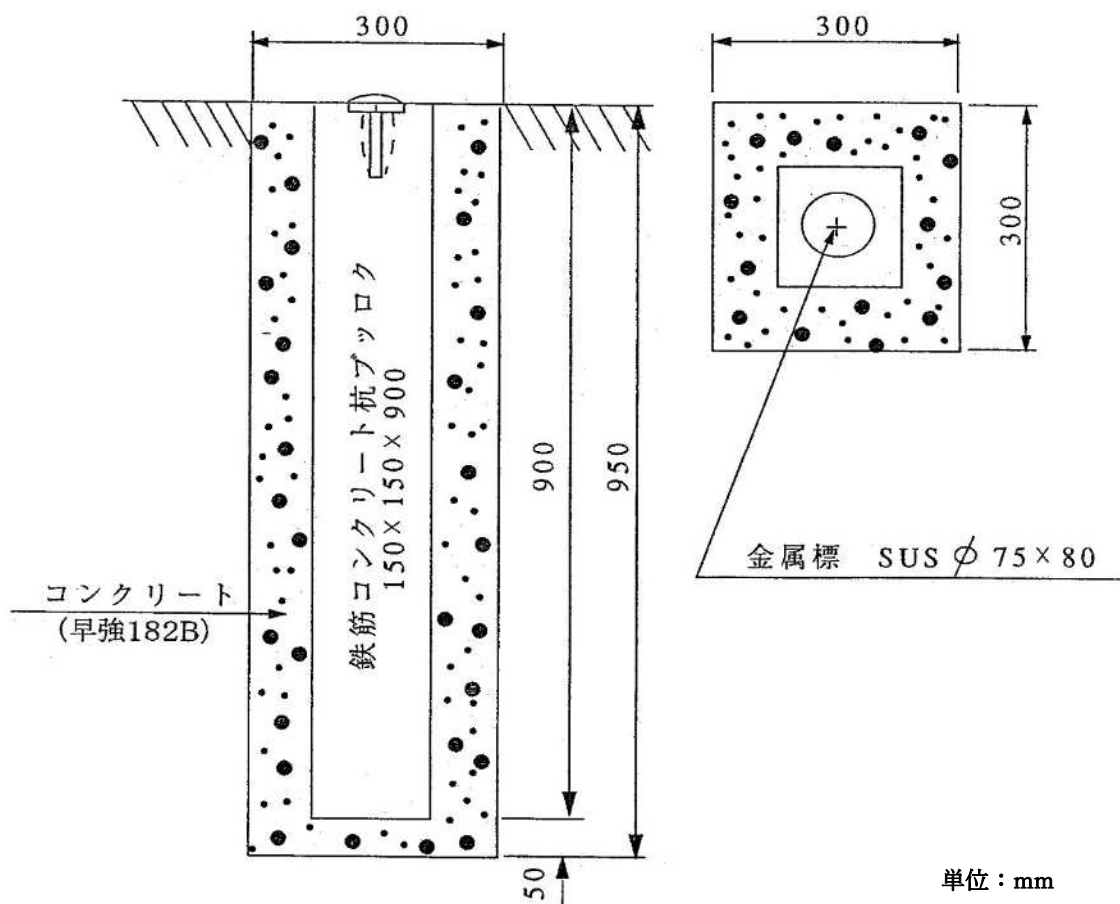
2、3級基準点標設置工標準構造図  
(地下埋設・2/2)



単位：mm

図-3

3級基準点標設置工標準構造図  
(コンクリート杭埋設)



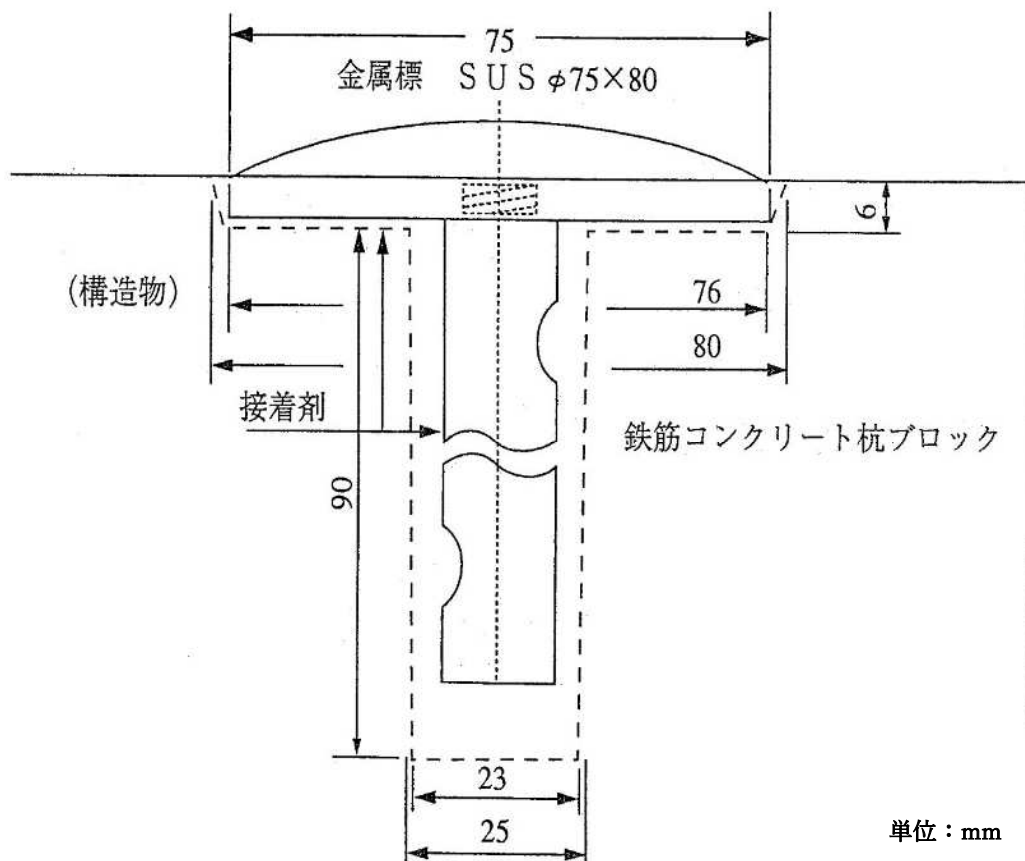
材料表

(100箇所当り)

品名	形状・寸法	単位	数量
金属標	SUS φ75×80	個	100.0
接着剤	320ml セット	組	16.7
鉄筋コンクリート杭	150×150×900	本	100.0
コンクリート	H182B	m <sup>3</sup>	6.5

図-4

3級基準点標設置工標準構造図  
(構造物上埋設)



材料表

(100箇所当り)

品名	形状・寸法	単位	数量
金属標	SUS φ75×80	個	100.0
接着剤	320ml セット	組	16.7

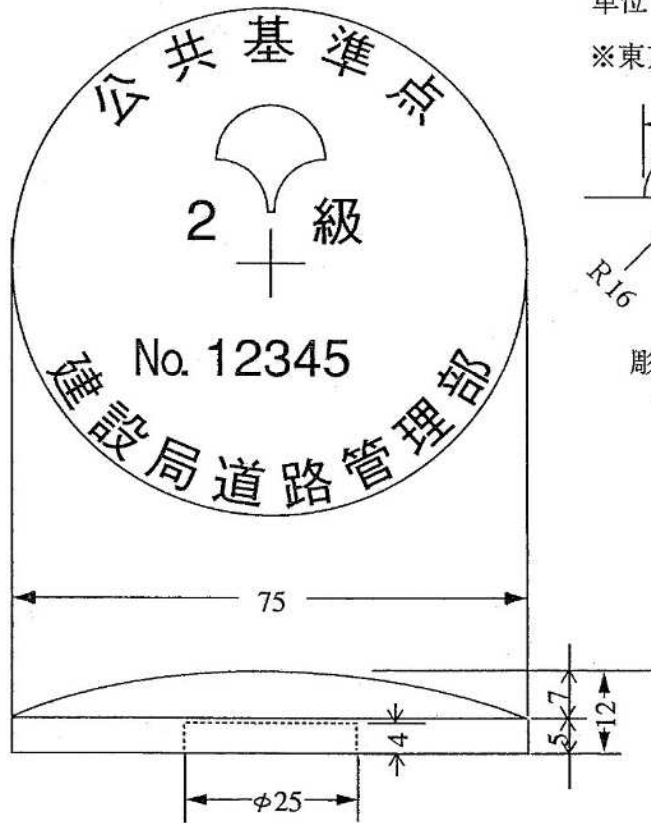
屋上点金属標構造図

(ステンレス SUS303)

※十字  
 大きさ：10mm×10mm  
 線幅：0.5mm線彫り  
 色：黒色

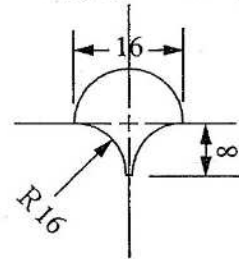
※文字  
 公共基準点・2級  
 建設局道路管理部  
 大きさ：8mm角  
 色：黒色

※番号 (No.12345)  
 高さ：6mm  
 色：黒色



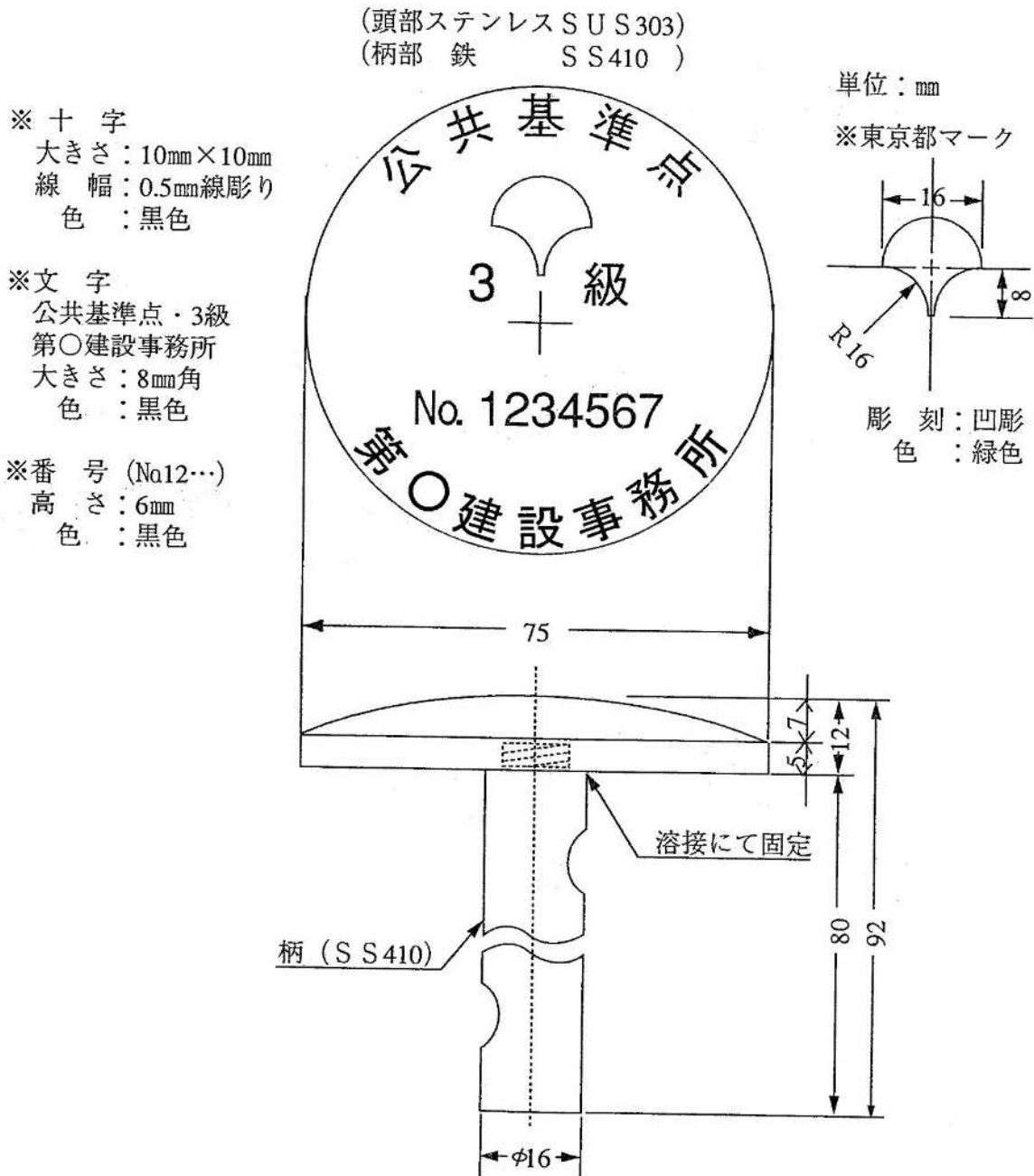
単位：mm

※東京都マーク



彫刻：凹彫  
 色：緑色

地上点金属標構造図



東京都道公共基準点使用承認申請書

年 月 日

(公共基準点管理者) 殿

住 所  
申請者  
氏 名

公共基準点の使用について下記のとおり申請します。

使 用 目 的		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
測 量 地 域		
使用基準点番号		
測 量 の 種 類 方 法		
測 量 計 画 者	名 称	
	委 託 件 名	
	担 当 者 名	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話 ( ) 内線
測 量 作 業 者	名 称	
	作 業 責 任 者	
	連 絡 先	電話 ( ) 内線

## 東京都道公共基準点使用承認書

(申請者) 殿

公共基準点の使用について下記のとおり承認する。

なお、別紙「東京都道公共基準点使用方法」を厳守のこと。

使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用基準点番号 及 び 名 称	
測 量 作 業 者	
<p style="text-align: center;">承認条件</p> <p style="text-align: center;">1. 別紙「東京都道公共基準点使用方法」を厳守のこと。</p> <p style="text-align: center;">1. 施設の立ち入りの具体的方法は基準点担当者の指示によること。</p> <p style="text-align: center;">( 文 書 番 号 )</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">(公共基準点管理者)</p> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">〇〇 〇〇</p>	
担 当 者 連 絡 先	担当者所属氏名 <span style="float: right;">電話</span>

## 東京都道公共基準点使用報告書

年 月 日

東京都建設局道路管理部長 殿

住 所  
申請者  
氏 名

基準点の使用結果を別添のとおり報告します。

1. 東京都道公共基準点使用日報
2. 新点の精度管理表の写し
3. 新点の成果表、網図の写し
4. 使用した公共基準点の現況写真
5. 東京都道公共基準点異常報告書（公共基準点に異常を認めた場合）

使 用 目 的		
使 用 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
使用基準点番号		
測量業者	名 称	
	作 業 責 任 者	
	連 絡 先	電話 ( ) 内線



## 東京都道公共基準点異常報告書

年 月 日

(公共基準点管理者) 殿

住 所  
申請者  
氏 名

下記基準点に異常が認められたので報告します。

使用点番号 及び名称	所 在 地	異 常 の 程 度	異 常 の 理 由	調 査 年 月 日

※写真貼付のこと

東京都道公共基準点付近での工事施行届出書

年 月 日

(公共基準点管理者) 殿

住 所

名 称

申請者

担 当 者

電 話

公共基準点付近での工事施行について、次のとおり届出ます。

公共基準点番号	
工 事 件 名	
路 線 名	
工 事 場 所	東京都 区 町 丁目 番地先
工 事 概 要	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工事請負業者	住 所
	会 社 名
	担 当 者 名
	連 絡 先
添 付 図	位置図、断面図、平面図、引照点図、写真

東京都道公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書

年 月 日

(公共基準点管理者) 殿

住 所

名 称

申請者

担 当 者

電 話

下記により公共基準点の一時撤去・移転についての承認を申請します。

公 共 基 準 点 番 号	
工 事 件 名	
路 線 名	
工 事 場 所	東京都 区 町 丁目 番地先
一 時 撤 去 ・ 移 転 理 由	
同 上 工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 請 負 業 者	住 所
	会 社 名
	担 当 者 名
	連 絡 先
添 付 図	位置図、断面図、平面図 (移転計画図を含む)、写真

※占用企業者の場合は、道路占用及び掘削工事施行許可申請の写しを添付すること。

東京都道公共基準点（一時撤去・移転）承認書

（文 書 番 号）

年 月 日

（申請者） 殿

（公共基準点管理者）

〇〇 〇〇

公共基準点の一時撤去・移転について下記のとおり承認する。

対 象 と な る 公 共 基 準 点 番 号	
工 事 件 名	
路 線 名	
工 事 場 所	東京都 区 町 丁目 番地先
一 時 撤 去 ・ 移 転 完 了 期 限	年 月 日まで
移 転 し た 公 共 基 準 点 番 号	

※公共基準点設置の際は、基準点管理者の指示に従うこと。

その他疑義が生じた場合は、基準点管理者と協議しその指示に従うこと。

東京都道公共基準点（一時撤去・移転）協議書

年 月 日

(公共基準点管理者) 殿

所 属

局所管の工事施行者 担 当 者

連 絡 先

公共基準点の一時撤去・移転について下記のとおり協議します。

対 象 と な る 公 共 基 準 点 番 号	
工 事 件 名	
路 線 名	
工 事 場 所	東京都 区 町 丁目 番地先
一 時 撤 去 ・ 移 転 理 由	

協議事項

(移転先)

東京都道公共基準点（設置工事・測量）完了報告書

年 月 日

（公共基準点管理者） 殿

住 所

名 称

工事施行者

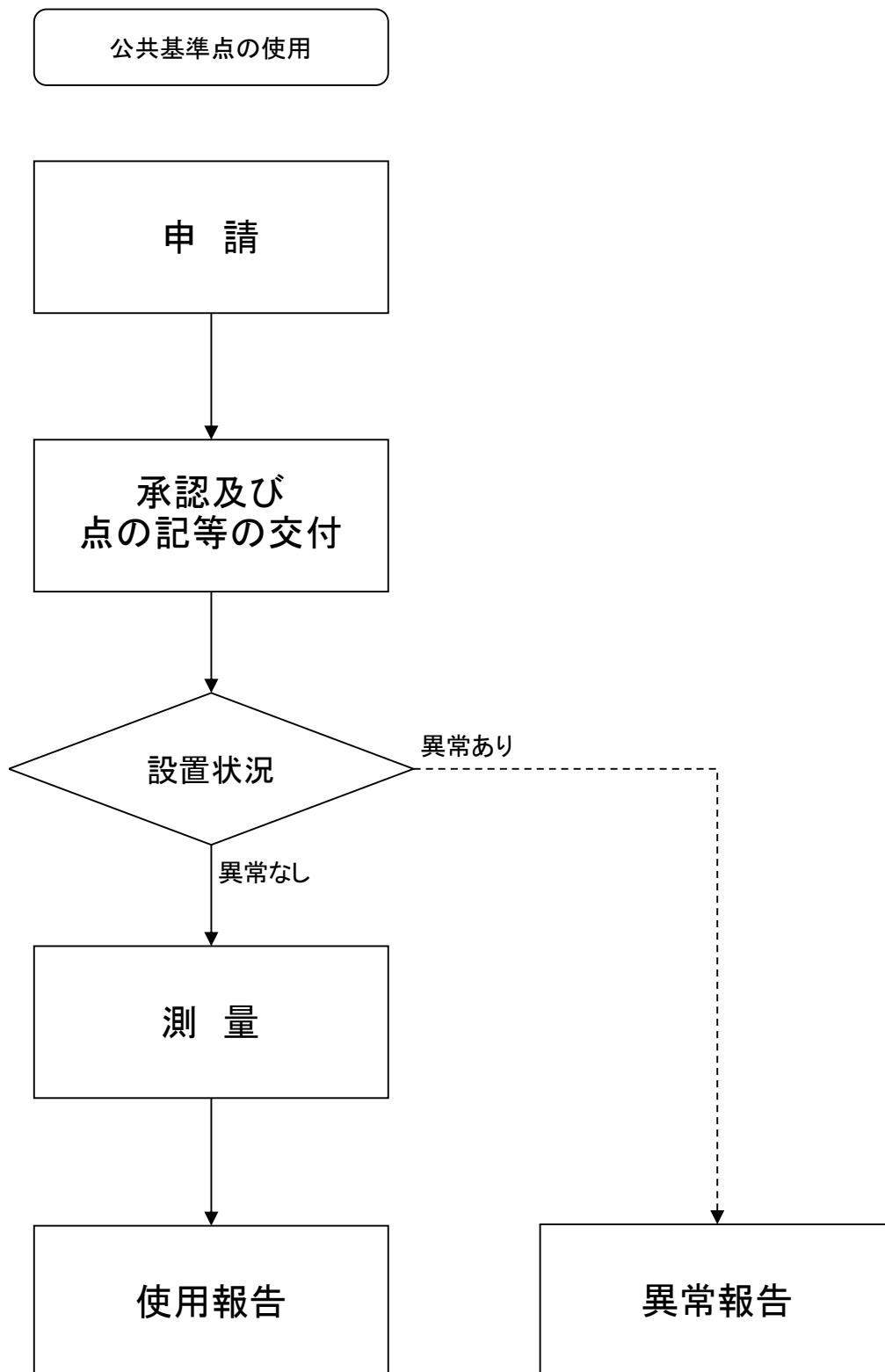
担 当 者

電 話

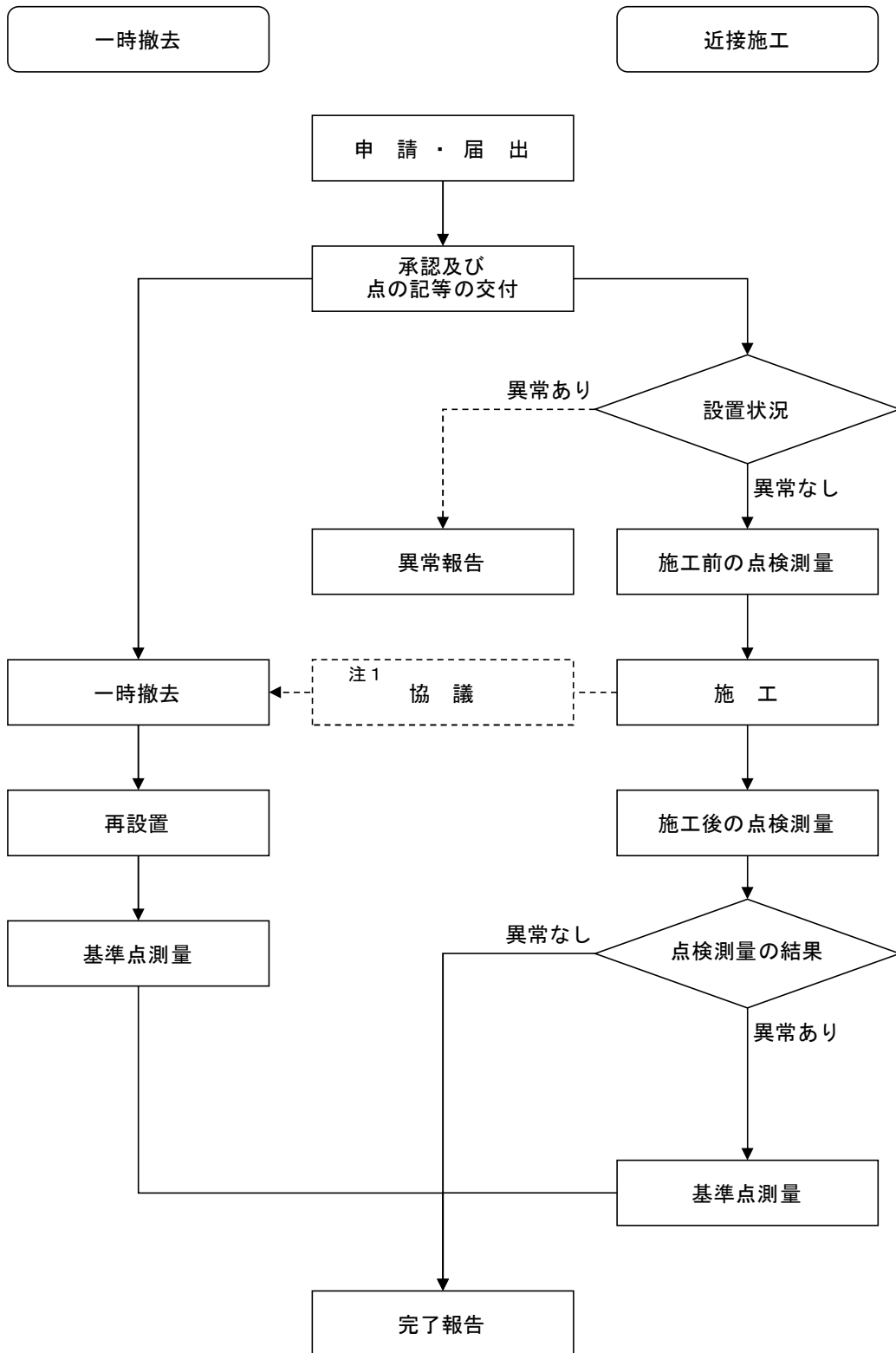
公共基準点の（設置工事）・（測量）は次のとおり完了しましたので引継ぎます。

対 象 と な る 公 共 基 準 点 番 号		
路 線 名		
完 了 年 月 日		
工 事 場 所	東京都 区 町 丁目 番地先	
請 負 会 社	住 所	
	会社名	
引 継 成 果 品		

公共基準点使用のフロー



公共基準点近接施工・一時撤去のフロー



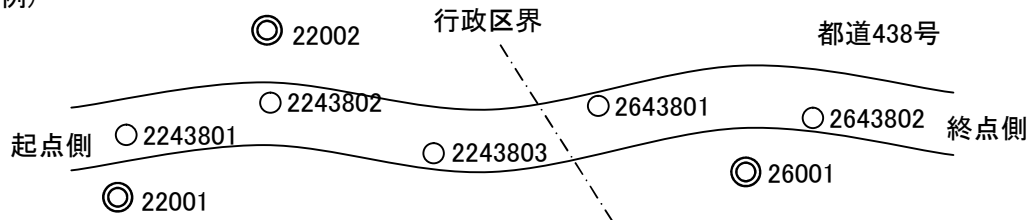
注1：近接施工の申請をしていたが、施工中に一時撤去となることが判明した場合、速やかに一時撤去の協議を行う。

基準点番号の付与

基準点番号の付与は、表のとおりとする。

等級	基準点番号	○	□	△	順序
2級	○○△△△	区市町村 コード (次頁)	—	区市町村毎の 連番 (001～)	—
3級	○○□□□△△		路線の 整理番号	路線毎の連番 (01～)	起点 ⇒ 終点
(節点)	○○□□□△△△		路線毎の連番 (501～)	”	

(例)



なお、配点図には基準点設置時に使用した国家三角点や電子基準点、東京都土木技術支援センターや区市町村の1級及び2級基準点についても記入されているので、混同しないように注意すること。

また、以下に過去の基準点番号を参考に記載する。

管理者	等級	基準点番号	備考
道路管理部	2級	7桁	概ね平成14年度以前に設置したもの
		5桁	概ね平成15年度以降に設置したもの
		8桁	建設事務所が設置したものの一部
各建設事務所	3級	7桁	
	(節点)	8桁	
東京都土木技術支援センター	1級	3、4桁	
区市等	1～3級	3、4桁	管理者によって異なる

区市町村コード一覧（公共基準点付番用）

千代田区	11	八王子市	34	稲城市	62
中央区	12	立川市	37	羽村市	64
港区	13	武蔵野市	38	あきる野市	63
新宿区	14	三鷹市	39	瑞穂町	65
文京区	15	青梅市	40	日の出町	66
台東区	16	府中市	42	檜原村	67
墨田区	17	昭島市	43	奥多摩町	68
江東区	18	調布市	44		
品川区	19	町田市	45	例：3級の場合 ① 区市町村番号 ② 都道番号 ③ 順番号  $\frac{26}{①} \quad \frac{305}{②} \quad \frac{01}{③}$	
目黒区	20	小金井市	47		
大田区	21	小平市	48		
世田谷区	22	日野市	49		
渋谷区	23	東村山市	50		
中野区	24	国分寺市	51		
杉並区	25	国立市	52		
豊島区	26	西東京市	53		
北区	27	福生市	55		
荒川区	28	狛江市	56		
板橋区	29	東大和市	57		
練馬区	30	清瀬市	58		
足立区	31	東久留米市	59		
葛飾区	32	武蔵村山市	60		
江戸川区	33	多摩市	61		